

おおいずみまち しゅわ げんご じょうれい

大泉町手話言語条例

手話は言語であるとの認識に立ち、町民に手話とろう者に対する理解を
広め、町民一人ひとりが互いを理解し、人格と個性を尊重しながら共生す
る「ともに生きる地域づくり」を実現するために、「大泉町手話言語条例」
を制定しました。



手話とは？

手話は、手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語です。手話を母語として使う
人を「ろう者」といいます。手話はろう者の間で、意思疎通を図るための大切な手段とし
て受け継がれてきました。しかし、これまで手話は言語として認められていませんでした。
手話を使用することができる環境が整えられていないため、ろう者は必要な情報を得るこ
とも十分に意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。
手話は言語であるということや、ろう者への理解を進めるために、
手話を広く普及していく必要があります。

お問い合わせ

大泉町役場 福祉課 障害福祉係 (大泉町保健福祉総合センター 4 番窓口)

TEL:0276-55-2631

FAX:0276-62-2108

群馬県のマスコット「くんまちゃん」
許諾第 29-100665 号



大泉町手話言語条例の概略

目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務及び町民の役割等を明らかにします。また、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な方針を定めます。このことにより、町民の手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及を図ります。そして全ての町民がともに生きる地域社会を実現することを目的とします。

基本理念

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ります。

町の責務

町民の手話及びろう者に対する理解を広げ、手話の普及その他の手話をしやすい環境の整備に努めます。

町民の役割

手話及びろう者に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

施策の推進方針

町は推進方針を策定し、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及、手話による情報の発信及び取得、手話による意思疎通の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

手話を学ぶ機会の確保等

県その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、町民が手話を学ぶ機会の確保等に努めます。

学校における手話の普及

学校教育における手話とろう者への理解の促進と手話の普及を図るために、必要な措置を講ずるよう努めます。

災害時の対応

災害時にろう者が必要な情報を迅速に得ることができるよう、情報の発信と意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めます。

財政上の措置

手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

大泉町のサービス

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害や音声・言語機能障害のある人と、その他の人との意思疎通を円滑にするため、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ◆詳しくは福祉課 障害福祉係

手話通訳者設置事業

聴覚障害や音声・言語機能障害のある人が、その他の人と意思疎通を円滑に行うために、大泉町福祉課では手話通訳者を設置しています。

◆設置日時：第4金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

◆設置場所：福祉課 障害福祉係

ヘルプカードを作りました

聴覚障害や音声・言語機能障害のある人が、意思を示し、支援を求めるために「ヘルプカード」を作成しました。 ◆設置場所：福祉課 障害福祉係

大泉町障害者相談支援センター

大泉町にお住まいの障害のある人やそのご家族の人が地域で生活していく上でのお手伝いをするを目的にした相談窓口です。お気軽にご相談ください。

◆相談日時：月～金曜日 13:00～16:00 電話・FAX 0276-63-7543

◆相談場所：大泉町保健福祉総合センター内

大泉町のサークル・講習会及び関係機関

大泉町手話サークル はるにれの会

手話を学ぶことで、手話やろう者への理解を深め、社会啓発を行うサークルです。お気軽にご見学ください。

◆活動日時：毎週木曜日 19:30～21:00 ◆活動場所：大泉町公民館南別館

三町(千代田町・大泉町・邑楽町)合同手話奉仕員養成講習会

聴覚障害者の生活や関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、基礎的な手話を習得し聴覚障害者の良き理解者として広く奉仕活動を実践する「手話奉仕員」を養成するための三町合同の養成講習会を行います。

◆詳しくは大泉町社会福祉協議会へ 電話 0276-63-2294

ちようかくしようがいしゃ かくしゆそудん ばんぐみ えいが しまく しゆわ そうにゆう
聴覚障害者のための各種相談、テレビ番組、映画などに字幕や手話を挿入したビデオ・DVD
じようほう きき かしだ しゆわ つうやくしや ようやく ひっさしや ようせいとう あこな
や情報機器の貸出しのほか手話通訳者、要約筆記者の養成等を行っています。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 3階
電話 027-255-6633 FAX 027-255-6634

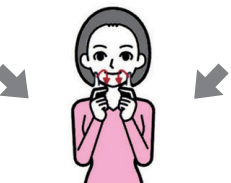
手話で会話してみよう

挨拶

こんにちは



手のひらを前に向けて交差した両手を左右斜め上へ弧を描いて開く



胸前で向かい合わせて立てた両手人差指を同時に曲げる

こんばんは



手のひらを前に向けた両手を弧を描いて引き寄せ、目の前で交差させる

ありがとう



左手甲に小指側を直角にのせた右手を上げながら頭を下げる

よろしくおねがいします
よろしく・お願いします



鼻先に置いた右手拳を開きながら、前へ出し、軽く頭を下げる

困ったことありませんか？

困ったことはありますか？

困った



わん曲させた右手4指の指先で頭をかくしぐさをする

何



右手人差指を立て、胸前で左右に振る

救急車を呼びますか？

救急車



5指を折り曲げて上に向けた右手を顔の横で回す

呼ぶ



右手2指を伸ばし、親指を耳に、小指を口にあてる

警察を呼びますか？

警察



小さく丸めた右手2指の輪を額の上にある

呼ぶ



右手2指を伸ばし、親指を耳に、小指を口にあてる

もしもの時は

避難してください



両手を握って交互に素早く腕を振る

一緒に行きましょう



指先を前に向けた両手人差指を左右から引き寄せてつける



下に向けた右手人差指を右斜め前へだしながら指先を斜め前方へ向ける

配っています



左手のひらに右手甲をのせた右手を3方向へ出す